

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 8日

(あて先)
さいたま市長 清水 勇人 殿

提出者
住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3-23-30
氏 名 シン建工業株式会社
代表取締役 北 清太郎
電話番号 048-837-3000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	シン建工業株式会社
事業場の所在地	埼玉県さいたま市南区鹿手袋3-23-30
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	30億
③従業員数	40名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 破砕(委託) → 再生利用 汚泥 → 脱水・固化(委託) → 再生利用 廃プラ類 → 破砕・圧縮(委託) → 再生利用 金属くず → 破砕(委託) → 再生利用 木くず・紙くず → 破砕・圧縮(委託) → 再生利用 混合廃棄物 → 分別(委託) → 最終処分 ガラス・コンクリート・陶磁器くず → 破砕(委託) → 再生利用 廃石膏ボード → 破砕(委託) → 再生利用 その他がれき類・石綿含有廃棄物 → 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<pre> graph TD A[産業廃棄物管理責任者] --> B[土木部長] A --> C[建築部長] B --> D[作業所長 (作業所産業廃棄物の管理)] C --> E[作業所長 (作業所産業廃棄物の管理)] </pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	2,929.39 t	t
	（これまでに実施した取組） 土木工事において産業廃棄物を排出する主な工事が公共工事なので、排出抑制は発注者の設計に左右される。その状況でも作業所ごとに産業廃棄物の抑制のため、資材、仮設材の再利用、梱包材やパレットは返却するよう努めている。建築工事は民間工事が主体で作業所ごとに産業廃棄物を分別し、また上記記載の土木工事同様に産業廃棄物の抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	2,925.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 作業所ごとに産業廃棄物を分別し、再利用に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 他の廃棄物に混入しないように確実に分別し、排出している。混合廃棄物については分別が困難なので、分別を委託している。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各作業所にてできるだけ分別し、混合廃棄物を削減に取り組む。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	2,929.39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,601.77 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 適正な産業廃棄物業者を選定し、委託契約して処理を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	2,925.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,599.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組) 現状同様、適正な産業廃棄物業者を選定し、委託契約して処理を行い、 不備がないよう管理、指導を行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

産業廃棄物の種類	令和4年度実績					令和5年度目標				
	全排出量 全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	左記以外の熱回収を行う業者への処理委託量	全排出量 全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	左記以外の熱回収を行う業者への処理委託量
コンクリートがら	1,660.35 t		1,660.35 t			1,660.00 t		1,660.00 t		
アスファルトがら	778.70 t		778.70 t			778.00 t		778.00 t		
建設汚泥	0.00 t		0.00 t			0.00 t		0.00 t		
廃プラスチック類	8.23 t		8.23 t			8.00 t		8.00 t		
木くず	105.01 t		105.01 t			105.00 t		105.00 t		
紙くず	6.15 t		6.15 t			6.00 t		6.00 t		
金属くず	0.00 t		0.00 t			0.00 t		0.00 t		
ガラス・陶磁器くず	0.50 t		0.50 t			0.00 t		0.00 t		
廃石膏ボード	42.83 t		42.83 t			42.00 t		42.00 t		
ダンボール	0.00 t		0.00 t			0.00 t		0.00 t		
その他がれき類	252.70 t		0.00 t			252.00 t		0.00 t		
建設混合廃棄物	68.66 t		0.00 t			68.00 t		0.00 t		
石綿含有廃棄物	6.26 t		0.00 t			6.00 t		0.00 t		
合計	2,929.39 t		2,601.77 t			2,925.00 t		2,599.00 t		